

総務常任委員会

令和6年2月16日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫 溝部真紀子 伴 吉晴
 嶋田 善行 木澤 正男
 中川 議長

2. 欠席委員

○小城 世督

3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西卷 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	税 務 課 長	福田 善行
同 課 長 補 佐	竹山 潔	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	柳井孝一郎	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	荒木 浩司

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 伴委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますのでただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、小城委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、伴委員、嶋田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習

おはようございます。

課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

まず、文化財センターの啓発活動のうち、こども考古学教室のこども鏡づくり教室につきましては、2月25日の開催を予定しております。また、斑鳩考古学講座につきましては、昨年に法隆寺地域の仏教建造物の世界遺産登録30周年を記念して作成しました、斑鳩町文化財ガイドブックを用いて町内の文化財をめぐる「まなび旅あるき旅in斑鳩の文化財」と題しましての開催を、3月23日に予定しております。

次に、発掘調査についてであります。民間の開発行為にともない法隆寺1丁目地内において実施しております、法隆寺周辺遺跡（23—1次）の発掘調査につきましては、若草伽藍の堂塔に用いられた軒瓦や鴟尾や瓦塼などの飛鳥時代の貴重

な瓦が多く出土した溝を検出しております。この溝は、調査区の中央部付近において、幅約2メートル、深さ約50センチメートルを測る7世紀後半頃の溝で、約16m分を検出しております。出土しました瓦から、日本書紀等に記載されております670年に罹災したと考えられる、創建当初の法隆寺の火災後の片付けの際に瓦が投棄された溝と考えられます。また、この溝は現在の法隆寺西院伽藍とは異なる北から約20度西に振れた、若草伽藍中軸線とほぼ垂直関係にあり、中心伽藍を区画した南限の溝の可能性がございます。こうしたことから、今回の発掘調査において、今後の若草伽藍を研究していく上で、重要な成果が得られたものと考えております。なお、瓦等の遺物はすでに現地から取り出しており、また遺構については、現地で保存されて埋め戻しをされる予定となっております。

今後、これらの成果につきましては報道発表を行いますとともに、これらの調査成果を見ていただく現地説明会を、3月初旬頃での開催に向けて、現在事業者等との協議、検討を行っております。

本日は、現在までに確認できているこれらの重要な出土遺物のうち、主要なものをお持ちしておりますので、後ほど見ていただきたいと思いますと思っております。

次に、これまで官学連携協定に基づき、春季に奈良大学と共同で進めております町内に所在する古墳の範囲確認調査についてであります。今年度も引き続き、豊島直博教授のもと奈良大学の学生が従事いたしまして、2月16日から3月31日までの間の予定で、龍田南2丁目に所在する戸垣山古墳の範囲確認を目的とした発掘調査の実施を計画しております。また、この期間中に五百井1丁目に所在します古墳の墳丘測量調査の実施を計画しております。

今後、これらの発掘調査において重要な発見や成果等がございましたら、総務常任委員会へご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今報告がありました、法隆寺周辺遺跡の出土物については、後ほど休憩の時に委員の皆様にご覧いただけるとのことです。

それでは、質疑、ご意見があれば、お受けします。

中川議長。

議長 iセンターの中の発掘してはった、舟塚やったかな、あれは今もシートかかったままで、ずっと同じ状態やねんけど。どんなスケジュールでどない整備していくか、検討してはるの。あのシートはどうも見苦しい。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 舟塚古墳につきましては、調査後、現在そのような感じで、シートかぶせたような状態になっております。この古墳の取り扱いにつきましては、ホテルの建設事業と関連してまいりますことから、またそちらの方と協議をしまして、どのようなことができるかということ、今後協議するという形で、現在そのような状況で、ちょっと現状維持という形でさせていただいているところでございます。

議長 あのシートはかけとかなああかんの。今、シートめくったらどんな状態になっているのかわからへん。シートがどうもなんか見苦しいな。現場で、工事現場でほってあるようなシートやし。

生涯学習課参事 調査後、人力でまい戻して、土砂等の流出といいますか、流れるのを避けるためにもシートをかけて養生しておりますけれども、もしくは可能でしたらちょっとシートについては取り扱いを検討してまいりたいと考えております。

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関する対応指針(案)について、理事者の報告を求めます。

松岡総務課長。

総務課長 おはようございます。

それでは、(1) 斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為に関する対応指針(案)についてご説明をいたします。資料1をお願いいたします。まず1ページをお願いいたします。

はじめに、本指針の策定の目的についてでございます。近年、企業における顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆる、カスタマーハラスメントの相談件数は増加しています。また、公務における職場でも、行政サービスの利用者等からの理不尽で過剰な要求、暴言や恫喝などが、窓口、電話対応において見受けられます。

本町においても、令和5年9月に実施いたしました職員アンケート調査では、正規職員の一般事務職のうち、半数近くの職員がカスタマーハラスメントを受けたことがあるとの回答でした。本来、苦情等は、行政サービス等に対して不平、不満を訴えるもので、それ自体は問題とはいえ、サービス等の質の向上や改善に繋がるものでございます。

しかしながら、苦情等の中には、過剰な要求を行ったり、不当な言いがかりをつけたりするものもあります。これらの苦情等は、職員に過度に精神的なストレスを感じさせるとともに、業務に支障が出るケースも見受けられるなど、自治体職員に過度な負担を与え、大きな損失を招くことが想定されています。

そうしたことから、自治体は、これら苦情等に対して、職員を守る対応が求められており、本町においても、職員の心身の健康を守り、より満足度の高い行政サービスを提供していくため、本指針を策定するものでございます。

次に、本指針の構成について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、目次のほうをお願いいたします。

本指針は、第1章で、目的と基本姿勢について、第2章で、カスタマーハラスメントの定義等について、第3章で、カスタマーハラスメントへの対応についてをお示ししております。

それでは、本指針の主な内容について、ご説明いたします。

2ページをお願いします。はじめに、本指針の基本方針についてです。カスタマーハラスメントに対する基本方針として、本町は、職員の人権を尊重するため、常識の範囲を超えた要求や言動に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、これらの行為を受けた際は組織的に対応することとしております。

次に、(1)カスタマーハラスメントの定義でございます。3ページの四角囲みの下あたりでございます、人事院や厚生労働省の定義を参考といたしまして、この指針では、行政サービスの利用者等による業務上必要かつ相当な範囲を超える言動によって、職員に精神的、身体的な苦痛を与え、職員の人格や尊厳を傷つける、ま

たは職員の勤務環境を害するものをカスタマーハラスメントと定義します。

続きまして5ページをお願いいたします。(3)判断基準でございます。本町では、その判断基準につきましては、このページの下段あたりでございます、ア行政サービスの利用者等の要求内容の妥当性、そして、6ページに移りまして、イ要求を実現するための手段や様態が社会通念に照らして相当な範囲かとの視点のもと、それぞれの状況に応じて、総合的に踏まえて判断をいたします。次に、(5)カスタマーハラスメントの対応手順でございます。この対応手順につきましては、こののち10ページにかけてまとめているところでございますが、特に、7ページ中段あたりご覧いただきたいと思っております。対応の結果、仮に町の業務に支障が生じたと思いたしましても、相手方の選択である以上、仕方がないと割り切り、決してその場しのぎに走らない、文句を言われながらも必死で対応を続けた職員が悪者にされないよう、しっかりと組織が一体となって対応に努めます。

続きまして11ページをお願いいたします。第3章カスタマーハラスメントへの対応でございます。町のホームページに掲載し、広く周知、啓発をいたしますことで、ハラスメントを許さない町の基本姿勢を明確に打ち出します。そして、職員研修等による周知、啓発を行うとともに、ハラスメントに関する苦情相談等があった場合には、しっかりと対応してまいります。

最後に、施行期日等でございます。本指針は、令和6年4月1日から施行することといたしたいと思っております。

以上、斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為に関する対応指針(案)についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 今回こういうふうに整理して決めていくというのは、必要なことやなというふうに思うんですけども、これまではどういう対応をされていたんでしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 体系的にひとつのルールに従ってという対応ができておりませんでしたので、個々

ケースに応じて対応しておったわけでございますけれども、やはりその中では職員にストレスをかける状況にありますとかいうことで、やはりそれが結果的には住民サービスの低下に繋がるというような状況を生み出しておったことから、こうしたルールを定めていくというようなことになっておりましたので、これまでは何か組織的にルールを決めてというような状況になっていなかったというところが課題であるという認識のもとでございます。

木澤委員　やはりそういう困った方がいらっしゃったときに、窓口の人が対応に困ると、上司に相談して判断を求めるという形になろうかと思うんですけど。なかなか今まで自分が対応せないかんとおっしゃってしまって、相談もできなかった状況があったけど、こういうことでそれが改善されていくということになっていくんでしょうかね。

総務課長　やはり、窓口対応の中で、これがカスタマーハラスメントであるのか否かというところの判断基準をですね、うまく表現できてない部分もございましたので、自分で対応するのか、上司に相談するのか、というようなところ、明確にできていなかったのかなという部分がございます。そういった中で今回判断基準等も一定設けながら運用していきたいというところで、それらの解決に向けてというふうに考えております。

委員長　中川議長。

議長　よう時々窓口で見る大声を出して、暴言をはいて、カウンターをたたいて、している住民何人か見たことあるねんけど。これひとつの例として、そういう時はこの対応指針に基づいたら、どんな対応取れるの、行政として。

委員長　松岡総務課長。

総務課長　当該行為がですね、脅迫にあたるというようなことが判断されれば、もちろんそれについては脅迫にあたりますよというような宣言を申しあげて、それでもその行為が収まらない場合には、警察等への通報等もしていきたいということでございます。

議長 その辺をしっかりきっちり守っていただいて、そういう人が来たら注意しても止まらない場合は、すぐ警察に連絡するような、しっかりとした対応を取っていただきたいと、そのように思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町の職員の働き方改革に関する指針(案)について、理事者の報告を求めます。松岡総務課長。

総務課長 それでは、(2)斑鳩町の職員の働き方改革に関する指針(案)についてご説明をいたします。資料2をお願いいたします。

まず1ページをお願いいたします。はじめに、本指針の策定の背景と目的についてでございます。

現在、少子高齢化や生産年齢人口の減少に伴う深刻な労働者不足を背景として、ワークライフバランスの改善、女性キャリア形成など、働く一人ひとりが、より良い将来展望を持ち得るようにすることが求められているところでございます。

行政におきましても、急激な社会構造の変化に伴いまして、行政に対する住民ニーズは多種多様で複雑、高度化し、これに応える日々の業務量が増えております。また、この業務を支える職員一人ひとりには、それぞれのライフステージの変化に伴って、さまざまな転機がおとずれます。職員の配置には限界がありながら、このように、業務量が増え、さまざまな事情を抱える職員も増加することが予測される一方で、業務の質を落とさない、仕事上の責任を果たしつつ、定時で退庁することを前提に仕事をするなど求められており、働き方を見直し、働き方そのものを変えることが重要となっております。本指針は、こうした背景を踏まえて策定をするものでございます。

次に、本指針の構成について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、目次にお戻りいただきたいと思っております。

1. 今、なぜ働き方改革が必要なのか?では、策定の背景等についてまとめてお

ります。2. 職員アンケート調査で見えてきた課題では、課長級以上の職員と課長補佐以下の職員アンケート調査の結果についてまとめております。3. 部長級職員の意見や議論から見えてきた課題では、部長級職員から見た課題等についてまとめています。4. 斑鳩町が働き方改革でめざすべき姿では、本町のめざすべき姿を示しています。5. 職員が健康で、いきいき・ワクワクする居心地の良い職場にしていくために必要な3つの視点では、改革を進めていく上での3つの視点を示しております。6. 斑鳩町の働き方改革のとりくみでは、本町の主なとりくみについて取りまとめているところでございます。

それでは、本指針の主な内容について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、少し飛びまして19ページをお願いいたします。

はじめに、本町の働き方改革の目標です。斑鳩町が働き方改革でめざすべき姿をご覧ください。本町では、職員が心理的な安心感のもと、その能力を存分に発揮できる、そして良い仕事の達成と働きがいを感じる心地良い職場を築くことで、職員が時間的、精神的な余裕を持てることが住民サービスの向上につながるとの考えのもと、より良い住民サービスの提供につなげてまいります。

そうしたことから、めざすべき姿として、健康で、いきいき、ワクワクする居心地の良い職場へ、一人ひとりを大切にす職場としております。この目標を実現するために必要な3つの観点といたしまして、組織が職員一人ひとりを大切に、職員がお互いに大切にするなどの信頼感、職員の意向やライフステージに応じた多様な働き方を選択できる、また、繁忙部署への応援体制などのしなやかさ、デジタル環境を充実する、単純な作業は自動化などのスマート化のこの3つの視点を掲げているところでございます。

次に、目標を達成するための主なとりくみでございまして、20ページでございまして、6. 斑鳩町の働き方改革のとりくみでございまして、このページ以降、22ページにかけて、あげてございまして、(1)総人件費をコントロールした人員の増員(2)職員の意識改革(3)業務の見直し・改善(4)多様な働き方の推進(5)制度の改革(6)風土の改革(7)ハラスメントの防止、この7つのとりくみの柱とその主なとりくみを掲げているところでございまして。

最後に、施行期日等でございます。本指針は、令和6年4月1日から施行することといたします。なお、職員の働き方改革を進めるためには、斑鳩町の考え方だけではなく、職員の意見等を幅広く聞き入れる必要がございます。また、職員意識の

変化を見る必要もごございます。そのため、職員アンケートについて、定期的に実施していきたいと考えているところでございます。

以上、職員の働き方改革に関する指針（案）についての説明といたします。

よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、（３）行政組織の見直しについて、理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

総務部長 それでは、（３）の行政組織の見直しについてご説明します。

資料３をお願いします。この見直しのうち、本委員会の所管に係る内容について、ご説明します。

本行政組織の見直しは、行政課題に的確に対応した施策の展開を効果的、かつ効率的に行うため、機能的な組織の実現に向け、JR法隆寺駅南側地区の整備をはじめとする奈良県との連携によるまちづくりを推進する体制の整備、町立小学校及び中学校等の教育施設について、将来を見据えた、より良い環境を整備するため、総合的かつ総括的に企画・管理する体制の整備、そして、情報通信技術や人口知能・業務自動化をはじめとするデジタル技術の活用により、より一層の行政事務の効率化を図る体制を強化するものでございます。

１の見直しの内容をご覧ください。（１）の総務部政策財政課の見直しとして、情報統計系の名称をデジタル推進係に改めます。デジタル推進係は、新たにデジタル化推進及びICT利活用の総合企画や自治体デジタルトランスフォーメーションの推進など、デジタル化に関する事務を所掌します。また、同係は、国勢調査等の統計に関する事務を政策企画調整係に、政策企画調整係から行政改革、事務管理改善に関する事務を移管し、所掌します。

次に、（３）教育委員会事務局総務課の見直しとして、老朽化が進んでいる町立小学校及び中学校等の教育施設について、将来を見据えた、より良い環境を整備するため、総合的かつ総括的に企画、管理する教育施設マネジメント係を新設します。

教育施設マネジメント係は、町立小学校及び中学校等の教育施設の適正規模及び配置等に関する事務を所掌します。

また、同係は、総務係から教育財産の管理及び学校施設の設置、変更及び廃止に関する事務を移管し、所掌します。

施行期日は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、行政組織の見直しについての説明といたします。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(4) 令和6年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 福田税務課長。

税務課長 おはようございます。それでは、各課報告事項の(4) 令和6年度税制改正大綱 地方税関係の概要について、ご報告させていただきます。

本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年12月に、国において取りまとめられました、令和6年度 税制改正大綱、地方税関係のうち、町税条例の改正に関するものを中心に抜粋し、その概要をご説明させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、資料4をご覧くださいませでしょうか。資料に沿って、ご説明させていただきます。はじめに、1. 個人町民税の(1) 定額減税の実施についてであります。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年度分の個人住民税所得割について、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税を実施するものであります。

対象者は、納税者の合計所得が1,805万円、給与収入にして2千万円相当額以下の人になります。定額減税の実施方法につきましては、アの給与所得に係る特別徴収の場合は、6月分は徴収せず、定額減税後の税額を、令和6年7月から令和7年5月分の11か月でならして徴収いたします。イの公的年金等の所得に係る特別徴収の場合につきましては、令和6年10月分の特別徴収税額から定額減税に相

当する金額を控除し、控除しきれない場合は令和6年12月以降の特別徴収税額から順次控除します。ウの普通徴収の場合につきましては、令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の税額から定額減税の額に相当する金額を控除し、控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除します。この減税による町税への影響につきましては、1億2,210万円の減収を見込んでおりますが、全額国費で補てんされます。なお、所得税におきましても1人につき3万円の定額減税が実施されますが、定額減税しきれない分につきましては、別途給付金で支給されることとなります。

続きまして、(2)子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充についてであります。子育て世帯等における住宅ローン控除の対象となる借入限度額について、子育て支援の観点から、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1千万円の上乗せ措置を行うものであります。また、床面積要件について、合計所得金額1千万円以下の者に限り40㎡に緩和されます。対象者について、裏面の2ページをご覧くださいませでしょうか。対象者は、18歳以下の扶養親族を有する者または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者で、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

続きまして、2. 固定資産税・都市計画税の(1)固定資産税等(土地)の負担調整措置等についてであります。土地に係る負担調整措置が令和8年度まで継続され、据置年度における価格の下落修正についても、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置が継続されます。(2)その他令和5年度末で適用期限を迎えるものの延長等につきましては、令和6年3月31日で期限が到来する課税標準の特例措置の延長及び適用要件の一部見直し等を行うものであります。

続きまして、3. 納税環境の整備の(1)地方公金に係るeLTAx経由での納付についてであります。地方税のオンライン手続きのためのシステムを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務が追加する措置が講じられます。

この措置については、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から適用されます。

最後に、4. その他の(1)その他法令の改正による条文の整理等所要の改正についてであります。

今回の税制改正の関係におきましては、地方税法をはじめ、所得税法、租税特別措置法等の関係法令が改正されることとなります。また、その改正においては、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、令和6年度税制改正大綱地方税関係の概要とさせていただきます。

なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行うなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする改正内容につきましては、3月末日付けで専決処分をさせていただきたいと考えております。なにとぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

次に、(5)町立図書館の開館時間の見直しについて、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、各課報告事項(5)町立図書館の開館時間の見直しにつきまして、ご説明いたします。資料5をお願いいたします。

本町の町立図書館におきましては、平成9年の開館以来、土曜日の開館時間を午後9時までとさせていただいており、書架の整頓など開館に必要な準備時間を確保するため、翌日の日曜日の業務開始時間を午前10時としてまいりました。

そのような中、日曜日、朝の利用につきましては、開館前から多数の利用者の方がいかるがホールロビーで待たれている状況となっており、図書館利用に係る利便性の向上を図るため、今回、町立図書館の日曜日の業務開始時間につきまして、午前10時から平日と同じ午前9時30分に変更するものでございます。また、今回の見直しに合わせ、祝日における臨時開館日の業務開始時間につきましても、午前9時30分からとしてまいります。

今回の見直しについては、新年度、令和6年4月1日以後の日曜日から運用することとし、今後、図書館ホームページ等により、利用者への周知をはかってまいり

たいと、このように考えております。

以上、町立図書館の開館時間の見直しについてのご報告といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けします。
中川議長。

議長 ちなみに、よその自治体が運営している図書館って朝は何時から開いてるの。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 9時、あるいは9時半というところが多くございます。それとあと基本的には各図書館、平日と土曜日、日曜日合わせておられると。ですので、当町のように日曜日時間が遅いというようなところで、勘違いをされて来られたりとか、というような実情もございますので、今回9時半からということで、平日の同じ時間に合わせさせていただくということで、見直しするものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 利用者さんにとったら利便性は上がるんでいいと思うんですけど。もともと10時からにしていった前日9時まで開けてた、その分の負担等の解消っていうんですかね、その辺の対策はどのようにされますか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 平成9年の開館からもうすでに25年を経過しております。その間、図書館システムの機能向上でございましたりとか、返本、いわゆる返ってきた本の取り扱い、あるいは書架整理の関係の、職員の配置をさせていただきまして、分業等に対応させていただく中で、今回9時半から、日曜日の9時半からの開館は可能だという判断をさせていただいたものでございまして、新たに職員の勤務時間が増えるとか、

そういったものではございませんので、ご理解の方よろしく願いいたします。

委員長 次に、（６）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について、理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入につきまして、ご報告を申しあげます。資料６をお願いいたします。

資料２枚目にカラー刷りのコミュニティ・スクールの体系図を添付をしておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

コミュニティ・スクールの関係につきましては、町教育委員会といたしましては、まずは、斑鳩小学校と斑鳩南中学校、この２校をモデル校として、令和６年度の学校運営協議会の設置に向けて進めてきたというところでございます。

本日は、コミュニティ・スクールの概要、また、学校運営協議会の設置に係ります町教育委員会規則の内容等につきまして、資料によりご説明を申しあげます。

はじめに、コミュニティ・スクールの概要でございまして、学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されました、教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する機関のことで、この学校運営協議会を設置した学校のことを、コミュニティ・スクールとされております。このコミュニティ・スクールは、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成１６年度に制度化され、その後、平成２９年３月の法律の改正により、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務とされたところでございます。

次に、コミュニティ・スクールに期待されるメリットでございまして、

まずひとつ目は、組織的・継続的な体制の構築といたしまして、校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携、協働体制がそのまま継続できる持続可能な仕組みであること、二つ目は当事者意識、役割分担として、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、役割分担をもって連携・協働による仕組みができること、三つめは、目標・ビジョンを共有した協働活動として、学校運営協議会を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地

域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのか、という目標とビジョンを共有できることとされております。

次に、3. 学校運営協議会の主な役割でございます。ひとつ目は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認でございます。こちらは、校長が作成をした基本方針につきまして、目標を共有し、学校運営の責任者である校長を支え、当該学校を応援する、よりよい学校を共につくっていく当事者として、一緒にやりましょうとする確認をしていただくものになります。

二つ目は、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること。

また三つ目は、教職員の任命に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができることとされております。こちらの方は、特定の教職員と個人に対するものではございませんでして、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえ、学校と協議会が実現しようとする教育目標等にかなった教職員の配置を求めるための意見をいただくものになってまいります。

裏面2ページをお願いします。続いて、4. 斑鳩町学校運営協議会規則の制定でございます。先ほどの法律の規定によりまして、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、学校運営協議会を置くよう努めると定められており、協議会の設置について必要な事項について、教育委員会規則を定めてまいります。

(1) 学校運営協議会の設置といたしまして、斑鳩町教育委員会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画の推進と、支援及び協力の促進等の実現のため、協議する機関として、学校ごとに学校運営協議会を置くものといたします。次に、(2) 基本方針の承認につきましては、先ほどご説明をいたしました学校運営の基本的な方針の作成、承認について規定をしてまいります。また、(3) 学校運営等に関する評価といたしまして、学校運営協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものといたします。次に、(4) 組織として、学校運営協議会は、委員10人以内をもって組織し、校長及び保護者や地域住民の方、対象学校の運営に資する活動を行っておられる方等のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命するものといたします。次に、(5) 委員報酬等についてでございます。学校運営委員会の委員の報酬等は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例において定めるものとさせていただきます、3月の町議会定例会に議案として上程をさせていただきます予定と

しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、(6)その他として、規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定めるものといたします。

最後に、運用開始日として、令和6年4月1日から、その運用を開始してまいります。

子どもたちを取り巻く環境や、学校が抱える課題が複雑化、多様化するなか、教育改革、働き方改革などの観点から、学校と地域が連携、協力する、地域とともにある学校への転換が重要とされております。地域とともにある学校づくりの有効なツールとして、実効性のあるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の実現に向け、冒頭に申しあげましたとおり、まずは、令和6年度において、斑鳩小学校と斑鳩南中学校に学校運営協議会を設置をし、そのとりくみを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入についての説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 これまでにも、地域の方で学校運営に協力いただいていた体制があったと思うんですけども、それとの違いというのを教えてもらえますか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 木澤委員おっしゃっていただいておりますように、様々なボランティアの方、地域の方が学校運営に支援をいただいております。今回、法定の協議会といたしまして、今、イメージしておりますのが、そういった形でご協力をいただいております方々の代表の方に、今後の学校運営、あるいは学校運営への支援に対してどういう形で地域一体となってとりくんでいくかというところをご議論いただく会として、合議体として、今回、法定協議会として設けていくというイメージをもっていたければなど、このように思っております。

木澤委員 今まで協力いただいていたけども、協議の場がなかったということですかね。

教育次長 当然、個々にそれぞれ見守りのボランティアの方であったりとか、学校の環境関係のボランティアであったりとか、それぞれ学校の方と協議をしていただきながら支援をしていただいたところでございますけれども、皆さんが共通認識、先ほど申しあげた、校長が定める教育の方針について確認もいただきながら、よりよい学校づくりを、全体として協議いただく場として、今回設けていくというところでございます。

木澤委員 目的はわかりますし、うまく働いていけばいいなというふうに思いますけども、例えば今、おっしゃっていただいたボランティアで協力していただいていた方とか、地域住民の選出になる。これ何人ぐらいで考えて、具体的にどういう方をつというのがあれば教えてください。

教育次長 2ページの(4)組織のところに記載をさせていただいております、まず児童生徒の保護者の方で、PTAの方等の保護者の方、地域住民といたしましては、例えば民生児童委員さんであったりとか、そういった方も地域の福祉部門といったところでさせていただくのもひとつかなというふうに思っております。また、先ほどおっしゃっていただいております各ボランティアの方等については、対象学校の運営に資する活動を行う者というところで、今後の継続的な支援について協議いただくということで委員として加わっていただければなというふうに思っているところでございまして、その他、関係行政機関の職員ということで、国の想定としては指導主事であったりとかそういったところ、あるいは警察であったりとか、そういったところで想定はされております。今現在、両学校のほうで委員の選任について検討されているところでございますので、教育委員会も関わりながらその中で決めていけたらと思っております。なお、委員10人以内ということで、各学校の校長のほうと一緒にその議論に入るということで進めておりますので、合計で10人以内ということで、委員さんの方決めていけたらなというふうに思います。

委員長 中川議長。

議長 小学校3校あるうちで斑鳩小学校、中学校2校ある内で斑鳩南中学校を選んだのはなんか理由が有るんのか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 まず、各学校の意向であったりとか、先ほど木澤委員さんもおっしゃっていただいたように、地域の方のボランティアの関わりということも勘案いたしました。それと、今の当該、斑鳩小学校の校長、あるいは斑鳩南中学校の校長につきましては、以前にコミュニティ・スクール、この制度をすでに導入しておる学校におられたということもありましたので、そういった経験もございましたので、今回、斑鳩小学校と斑鳩南中学校にさせていただいたところでございます。

議長 西小学校、東小学校、斑鳩中学校はどう考えてはるのかな。

教育次長 残りの2小学校、1中学校につきましても、引き続いて令和7年度以降に導入をしていけるように、今回2校の状況も確認をさせていただきながら、引き続いて導入していきたいと考えております。

委員長 伴委員。

伴委員 この今出ている組織のところですねんけどね。校長の推薦、教育委員会が任命、この流れで、もしやりたいなど思われている方がどう、募集っていう形違いますねんやろ。もしそういう方がおられた場合、意欲もってはると、その場合なんかどういう流れになりますねんやろ。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 このコミュニティ・スクールの関係につきましては、校長先生とともに学校運営について建設的なご議論をいただくということになってまいります。そういったところから、まずは今現在、学校運営に携わっていただいている方等々を中心に委員のほうの選任をさせていただきまして、まず2校から始めるというところで、円滑

な運営のためにどういう形がいいのか、学校現場と協力しながら進めていけたらなと、そのように考えております。

伴委員 校長がこの方という方で、進めていきたいと。なかなか改革的な意見というのはちょっと出にくいかなと。ある面で言えばそういう気もするんですけど、見守らせていただきます。わかりました結構です。

委員長 ここで暫時休憩いたします。10時15分まで休憩します。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時15分 再開)

委員長 再開します。

次に、各課報告事項の(7)から(15)までは、令和6年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

それでは、(7)(仮称)安全・安心にくらせる防犯拠点の整備について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心 課長 (7)安全・安心にくらせる防犯拠点の整備について、ご説明させていただきます。

資料7をご覧ください。1. 事業内容であります。奈良県警察交番・駐在所最適化指針に基づき、令和4年4月1日に斑鳩交番と法隆寺駐在所が統合されました。

法隆寺駐在所は、世界遺産法隆寺に隣接し、犯罪抑止だけではなく、長く法隆寺地域に居住する住民の安全・安心にくらせる防犯拠点となっていたところであります。奈良県警察では、統合区域のパトロール等の街頭活動を強化するため、令和5年4月からミニバンタイプの車両による、動く交番の導入がなされ、その機動力を生かした防犯抑止活動を展開されているところです。

統合以降、地元地域から新たな安全・安心にくらせる防犯拠点の整備を望む声があったことから、令和6年度において、法隆寺駐在所跡地において、動く交番が駐留できる環境整備を行い、本町における犯罪抑止活動を強化するものであります。

続きまして、2. 土地の状況であります。所有者は法隆寺で、地積661㎡のうち、法隆寺駐在所であった部分182㎡を無償で借り上げる計画であります。

続きまして、3. 事業概要であります。舗装工事、可動式バリケードの設置を計画しております。

以上、安全・安心にさせる防犯拠点の整備についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりました。

次に、(8)防災SNSシステム・映像通報システムの導入について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

(8)防災SNSシステム・映像通報システムの導入について、ご説明させていただきます。資料8をご覧ください。

1. 事業目的であります。災害発生時に、住民の安全確保等を図るため、現場対応職員及び災害対策本部との間で、公用スマートフォンを活用し、災害情報の一元管理・共有を行うことにより、住民等からの提供のある多くの災害情報等を迅速かつ的確に対応、処理するため、防災SNSシステム及び映像通報システムを導入します。

2. 事業概要であります。はじめに、防災SNSシステムについて、現場出向した職員からの情報や写真、動画を災害対策本部との共通の地図上で管理し、情報共有を行うシステムでございます。また、西和警察署や奈良県広域消防組合西和消防署などの関係機関とも情報共有ができるシステムでございます。また、ビデオ通話、チャット機能により、現場と災害対策本部間でリアルタイムでの状況報告や指示が可能となるシステムでございます。

続いて、映像通報システムについて、現場出向した職員等と災害対策本部間や関係機関において、災害発生情報、現場情報等をリアルタイム映像での情報伝達が可能となるシステムです。

以上、防災SNSシステム・映像通報システムの導入についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりました。

次に、（９）災害物資の充実について、理事者の報告を求めます。

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

（９）災害物資の充実について、ご説明させていただきます。

資料９をご覧ください。１．事業目的であります。災害発生時の住民の生活を確保するため、必要な食糧等の備蓄を計画的に進めるとともに、ライフラインが寸断された場合に備え、避難所での衛生環境を保持するため、災害用簡易トイレ等を新たに備蓄し、災害物資の充実を図ることといたします。

続きまして、２．事業概要でございます。通常分として、賞味期限を迎える食品の更新に加え、令和６年度から２か年計画により、新たに、災害用簡易トイレ等を調達・備蓄する計画をいたしております。令和６年能登半島地震でも断水によりトイレの水を流すことができなくなり、環境衛生の悪化やトイレを我慢することによる健康被害も報告されています。環境衛生を保ちながらトイレ環境を整えることで、被災者が水分不足とならないよう健康被害を減少させるため、災害用簡易トイレ等の備蓄を行うものでございます。

以上、災害物資の充実についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりました。

次に、（１０）学校施設適正規模等基本構想（案）策定業務の実施について、理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

おはようございます。

それでは、２．各課報告事項の（１０）学校施設適正規模等基本構想（案）策定業務の実施についてご説明をさせていただきます。

資料１０をご覧くださいませでしょうか。町立学校について、校舎等の老朽化や今後見込まれる児童生徒数の減少が一層進むことから、学校施設が持つ多様な機能に留意しながら、将来を見据えたより良い教育環境を整備するため、今年度は、将来の児童生徒数の推計や、学校施設の老朽化の状況など基礎調査を実施しているところでありますが、この基礎調査結果をもとに、来年度は、令和６年度からの２か年計画として、本町における学校施設の適正規模・配置等に関する方針を定めた学

校施設適正規模等基本構想（案）の策定に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2 業務内容についてであります。令和6年度におきましては、（1）計画準備（2）適正規模・配置等に関する検討に向けた前提条件の整理（3）理念、目指すべき教育環境案の検討（4）学校施設の適正規模・配置等に関する基本方針の検討（5）住民アンケート調査の実施（6）斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会の開催を、また、令和7年度におきましては、（1）ロードマップの策定（2）住民説明会の実施（3）学校施設適正規模等基本構想（案）の策定（4）斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会の開催を行っていくことによりまして、学校施設適正規模等基本構想（案）を取りまとめてまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の（10）学校施設適正規模等基本構想（案）策定業務の実施についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（11）教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置について、理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、2. 各課報告事項の（11）教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置についてご説明をさせていただきます。

資料11をご覧くださいでしょうか。

はじめに、1 事業目的についてであります。地域の人材を活用した教員業務支援員を新たに配置し、教員の業務支援を図ることにより、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方の改善を図るものであります。次に、2 配置計画についてであります。町立小学校及び町立中学校各1名、合計5名の会計年度任用職員を新たに任用することといたしております。なお、本年1月に、教員業務支援員の任用に係る口述試験を実施し、5人の任用に係る内定を了しているところでございます。次に、3 任用条件についてであります。祝日、夏期、冬期、春期休業日を除き、1名あたり週20時間程度を予定しております。次に、4 教員業務支援員の主な業務についてであります。学習プリントや家庭への配布文書等の印刷、配布準備、採点業務の補助、

来客対応や電話対応、学校行事や式典等の準備補助、各種データの入力・集計、資料の整理等児童生徒との直接的な関わりが少ない業務となります。次に、5 活用可能補助金についてであります。県の教員業務支援員配置促進事業費補助金の活用を予定しております。なお、本補助金は、補助上限額の範囲内におきましての100%補助と、令和6年度から補助率が拡充されることとなっております。次に、6運用開始予定についてであります。令和6年4月から教員業務支援員の配置を行ってまいりたいと考えております。

以上、2各課報告事項の(11)教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(12)生涯学習活動補助金の充実について、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長

それでは、生涯学習活動補助金の充実につきまして、ご説明を申しあげます。資料12をお願いいたします。

本補助制度は、地区住民の学習の機会と、学習意欲、連帯意識の向上を図ると共に、地域力の醸成を推進するため、生涯学習や学習を通じた地域交流を目的とした一定の事業を実施する自治会に対し、補助金を交付することにより、生涯学習活動の促進を図ろうとするものでございます。近年の少子高齢化等により参加者が減少傾向にあることから、補助要件の参加者20人以上の要件を15人に試行的に緩和するなどしてまいりましたが、今回、本制度の目的を一層推進するため、より多くの自治会が本制度を利用することができるよう、補助対象事業の要件等について見直しを行い、制度の充実を図ってまいります。

見直しの内容のひとつ目は、補助対象事業の要件の緩和でございます。①として、事業実施時間数の要件を、年間20時間以上から年間15時間以上に。事業参加構成人数を20人以上から10人以上に緩和をしてまいります。

見直しの内容の二つ目は、補助額の見直しでございます。1事業に対する補助金額等として、改正前は、事業参加構成人員20人以上で補助額1万8千円、2事業以上は3万6千円を限度としてまいりました。

改正後におきましては、事業参加構成人員で3段階に分けさせていただきまして、10人以上14人以下は補助額1万5千円、15人以上29人以下は1万8千円、30人以上は2万1千円とし、3事業を限度としてまいります。

運用開始日として、本見直しにつきましては、新年度、令和6年度の申請受付分から適用してまいります。

以上、生涯学習活動補助金の充実についての報告といたします。

よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりました。

次に、(13)町外プール施設の利用助成の充実について、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長 それでは、町外プール施設の利用助成の充実につきまして、ご説明をいたします。資料13をお願いいたします。

本助成制度は、施設の老朽化等による町民プールの代替事業として、今年度、令和5年度から実施をさせていただいたものでございます。制度の内容といたしましては、県営の2つのプール施設と三郷町の町民プールを対象施設として、本町の町民プールと同額でご利用いただけるよう、対象施設が定める利用料金との差額を助成するもので、令和5年度において、一定数のご利用をいただいたところでございます。

今回の見直しは、子育て支援のより一層の充実のため、利用券の交付に係る自己負担金の見直しといたしまして、大人の利用券1枚につき、中学生及び小人合わせて3人まで、一人100円の自己負担金を無料とし、制度の充実を図ってまいります。

運用開始日として、本見直しにつきましては、新年度、令和6年の申請受付分から適用してまいります。

以上、町外プール施設の利用助成の充実についての報告といたします。

よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりました。

次に、(14)中央体育館空調設備の整備について、理事者の報告を求めます。

本庄教育次長。

教育次長

続きまして（14）中央体育館空調設備の整備につきまして、ご説明申しあげます。資料14をお願いいたします。

はじめに事業概要といたしまして、本事業は、スポーツ実施時の熱中症を防止するとともに、スポーツ施設及び避難所施設としての環境を向上するため、中央体育館アリーナ、サブアリーナ、武道場に空調設備を整備するものでございます。2. 整備内容でございます。今回の空調設備の整備にあたりましては、避難所としての運営も鑑みながら、快適なスポーツ環境を提供するための適切な空調設備につきまして、先進地事例等を調査し、また、設置費用や維持管理費用、耐久性やスポーツへの影響などを比較検討したところでございます。そうした中で、スポーツ実施時における風の影響も考慮いたしまして、風の影響がない輻射式パネル冷暖房システムを導入する計画としたところでございます。アリーナにつきましては、ecowinパネルという風がまったく出ない方式とし、サブアリーナ、また武道場につきましては、実施を想定する競技から、多少の風が出て影響がないと考えられますことから、ecowinHYBRIDパネルというパネルと吹き出し式エアコンを併用することで、より即効性を高めて参りたいと考えております。3. 事業スケジュールでございます。今年度、令和5年度において、当該空調設備の整備にかかる設計を行い、新年度、令和6年度では整備工事を行ってまいります。事業スケジュールとして、6月に工事請負契約を締結し、7月から10月までが準備期間。現場での工事は、11月から年明けの1月までの3か月間を見込んでおります。また、この3か月間は、中央体育館の使用は休止とさせていただきます。利用者の方への周知等につきましても、適切に行ってまいりたいと考えております。また、4. その他といたしまして、今回の整備工事にあたりましては、補助率2/3対象経費限度額が3千万円のスポーツ振興くじ助成金、また、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災事業債を活用してまいります。

以上、中央体育館空調設備の整備についての報告といたします。

よろしくお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（15）中央体育館へのキャッシュレス決済の導入について、理事者の報

告を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、(15)中央体育館へのキャッシュレス決済の導入について、ご説明をいたします。資料15をお願いいたします。

本事業は、令和6年度の事業といたしまして、住民サービスの充実と利便性を図るため、中央体育館にキャッシュレス決済を導入するものでございます。

キャッシュレス決済サービスの内容といたしましては、クレジットカード、電子マネー対応のAirペイと、d払い等QRコード対応のAirPAYQRを導入する予定としております。

本事業の運用開始は令和6年7月からとし、手続き等準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、中央体育館へのキャッシュレス決済の導入についての報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりました。

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点、斑鳩町役場庁舎等開庁時間の変更についてご報告をさせていただきます。

仕事と育児や介護との両立など、生活スタイル、ニーズの多様化等を背景といたしまして、職員の働き方改革のとりくみの検討を進めるなかで、職員の勤務時間の適正化を図ることとし、役場庁舎等の開庁時間の変更を行うものでございます。

開庁時間の変更の内容でございますが、現行の午前8時30分から午後5時30分までを、変更後は午前8時30分から午後5時15分までとするものでございます。なお、今般の開庁時間に変更に伴いまして、常勤職員の勤務時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までといたします。

次に、対象施設でございますが、役場本庁舎及び各施設において、各種申請、相談等の受付を行う窓口、そして、その他住民サービス維持の観点から変更が可能な施設としており、斑鳩町役場本庁舎、斑鳩文化財センター、総合保健福祉会館の子育て支援課、保健センター、地域包括支援センター、水道庁舎について、開庁時間の変更を予定しているところでございます。

次に、変更スケジュールでございますけれども、本日のご報告ののち、順次、関係例規、マニュアルの改正を行うとともに、町広報紙や各窓口等において周知を行ってまいりまして、令和6年4月1日からの運用を開始してまいりたいと考えております。

ただし、運用開始後は、午後5時15分以降にお客様が来庁されることが想定されますが、その際には、対応をお断りすることなく、当分の間、開庁時間の変更を案内したうえで、窓口対応を継続することとしてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町役場庁舎等開庁時間の変更についてのご報告でございます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 安全安心課から1点ご報告させていただきます。

課長 斑鳩町役場庁舎における電話通話録音の運用についてでございます。

本町では、職員の電話対応における接遇の向上を図るとともに、業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、通話録音装置を設置し、すべての電話通話の録音を令和6年4月1日から運用を開始いたします。

役場庁舎に電話をいただいた際に、通話を録音する旨のアナウンスが流れ、通話録音が始まることとなります。

通話録音データについては、運用に関する要綱を制定し、適正な運用を図ってまいります。安全安心課からは以上でございます。

委員長 福田税務課長。

税務課長 続きまして、税務課から1点、町税滞納繰越分の調定額の更正についてご報告いたします。町税滞納繰越分に係る財務会計上の調定額について、今般、課税台帳である税務システムとの検証を行い、税額更正等の調定手続きが行われていなかったものがあることを確認いたしましたので、財務会計上の調定額を更正させていただくものです。滞納繰越分に係る更正する額については、税目ごとに過不足はありますが、町税全体で231万円程度、調定額が増加します。

財務会計上の調定額について、手続きが行われていなかったものがあった原因につきましては、あくまで推測ではありますが、古く紙台帳の時代に手作業で集計作

業を行っていたためでないかと考えております。

今回、ここ数年で滞納額が大幅に減少したことから検証を行い、滞納繰越分に係る課税台帳の調定額が正しいことを確認できましたので、その差額分について、財務会計上の調定額を年度末に更正させていただく予定です。

なお、この処理により住民へ通知している額に変更はなく、不利益等の影響もございません。税務課からは以上でございます。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 生涯学習課から1点、ご報告申し上げます。

令和13年、2031年に奈良県での開催が内々定されております、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会につきまして、同大会奈良県準備委員会事務局の奈良県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室の競技開催会場（案）といたしまして、フェンシングの開催会場（案）を斑鳩町とする案が検討されておりますことをご報告させていただきます。

昨年度に、会場地選定のため、準備委員会を通じてそれぞれの競技団体に県内各施設の規模等をお示しするなかで、大会実施が可能な施設として、奈良県フェンシング協会の役員の方が中央体育館の確認に来られるなど、本町での大会開催を希望されたところでございます。

国民スポーツ大会は、関係機関や競技団体、県、また市町村が連携、協力してとりくむものであり、より多くの県民が、運動・スポーツに親しむ、健康を増進する、また、次世代を担う子どもたちが夢や希望をつかむなどの契機になるとともに、県内の魅力を全国に発信する絶好の機会となるものでございます。正式な決定は、今後、4月に予定をされております県準備委員会の総務企画専門委員会の承認、また、5月から8月に予定されております常任委員会の承認を経てからとなりますが、本町といたしましても、町のスポーツ振興や魅力発信等の契機と捉え、町の事業として前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。生涯学習課からは以上でございます。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 開庁時間の変更ということで、働き方改革によるものだということですけど。現状、職員さんの出勤時間ですね、休憩時間等の関係で、どうなっているか教えてもらえますかね。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 現在、職員は8時30分から午後5時15分までと、8時45分から午後5時30分までの二手の勤務形態でもって、開庁時間の間を対応しているところでございます。

木澤委員 これ、以前から変更して、こういう形でされてきたと思うんですけど。今回、統一するという形で、閉庁時間15分短くなるということになると、直接的には住民さんにとって時間短くなってしまうと、ちょっと不利益になるのかなというふうに思うんですけど。こういうふうにしようというふうになった経緯を教えてもらえますかね。

総務課長 現在、常勤職員の勤務時間等規定されてございますのは、1日当たり7時間45分でございます。先ほど申しあげました二つの形態に分けて勤務の割り振りを行っているところでございますが、8時30分に窓口対応が開始されたのちに出勤する職員も中にはございます。これを、やはり遅参している印象があるというようなこと。また、5時15分以降にお客様が継続していても退庁する、5時15分までの勤務時間という職員は、また退庁がためられるというような声を聞く中で、実態的に8時間労働になっていることが懸念されることから、開庁時間を原則的に統一した形で、勤務の適正化を図ろうというものでございます。

木澤委員 その辺は住民さんの意見も聞いてみないとどうかなというふうに思うんです。
こちらの方でもね、こういう提案を受けたということで、ちょっと住民さんに意見聞いてみたいと思っているんですけど。それはそれとして、結局、時間決めても残業時間が増えていくようやったらあまり意味がないのかなと思うんですけど。この間、仕事量とか色々増えて職員さんも大変な中で、町も努力はされているんでし

ようけど、そのこのところはどうなんでしょうかね。

総務課長　もちろん、15分お客様の受付を前倒しすることについては、一定ご負担をおかけする可能性というのはあるかも知れませんが、今現在、5時15分以降、窓口のお客様が常態的に対応を必要としているというような状況は、今現在のところは見受けられていないというようなことと。あと、前倒しをすることで残業時間が延びるということは逆の発想なのかなというふうに思いますので、前倒しをすることで処理を早く終わらせていくということも勤務時間の適正化にはつながるといふものと考えてございますのと、あと、当委員会の冒頭のほうで、働き方改革のとりくみもご報告をさせていただきましたが、そうした中で業務の内容の精査、こういったところをあわせて進めていくということで、職員の負担軽減を図っていきたいというふうに考えてございます。

木澤委員　ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、この時間が短くなることで、残業が増えるという、言うたわけじゃないんです。これをしても残業が減らないんじゃないのという、常態的になってしまっているのを、閉庁時間によって減るかどうか、確かにお客さんおって先に帰りはる職員さんが帰りづらいというのはよくわかりますんで、その辺のところ改善できる部分もあろうかと思えますけど、この辺はちょっとやっぱりいきなり早退をするんじゃないで、15分以降も来られた住民さんに対しては、しばらくの間は対応されるということなんで、とりあえず報告をいただいたということで、私は終わっておきたいと思えます。

委員長　　伴委員。

伴委員　　同じように開庁時間ですねんけど。実際、初めて知りましてん。実際7時間45分が勤務。イメージで8時間というのがあるんで、役場こないなっているのかというふうに、今聞かせていただきましてんけど。この中で電話、役場に、総合でかけた場合、この時間外でもいく。それとも、本日は終わりましたんで明日にとか、そないなるわけですか。

委員長　　松岡総務課長。

総務課長 今現在の仕組みで申しあげますと、閉庁時間以降もお受けしている状況でございます。閉庁いたしましたので、後日改めてというアナウンスにはなっていない状況でございます。

伴委員 それは、今後も柔軟に対応していただける。現在はと、今なりましたけども、今後も柔軟に対応していただける、極端に遅いとかは別でっせ。それでも宿直の方が出ていただいたり、そんなこともあったような気がしますけども。そのあたりは、もういっぺん確認させてください。

総務課長 閉庁時間以降は、まずは宿直のほうで電話を一旦受け付けております。要件によりまして、担当課への取り次ぎをいたしておりますが、もし職員が退庁しておればもちろん後日改めてというような案内にはなってございますけれども。今ただちに自動音声に切り替えるとかいうようなことを想定しているものではございません。しかしながら、このあたりについては慎重に判断していかなければならないと考えております。

伴委員 これちょうど、朝もさることながら、夕方の15分というのは勤めておられる方、特に女性で5時までの勤務の方にとっては非常に大事な15分じゃないかなと。こちら側の状況というのはわかります。働き方改革、いろいろ。ただユーザー言いますか、利用者からの視点からいうと大事な15分やなど。これによって公的書類を、機械があればそれでいけるけども、それでいけるんならあれですけども。それ以外でも相談事、いろいろそんなこともあるんで非常に難しいところ。非常にこういう形で進められるのであれば、これは場合によっては元に戻したほうがいいなというようなこともまた考えていただく。そりゃ正直言うて、やってみないと分からないところがありますが、この15分は大きいなというような印象を私は持っています。以上です。もう回答はいりませんので。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどの説明で8時半に出勤される方、8時45分に出勤される方、8時半が過

ぎても出勤されて、なんか遅れてきているような誤解を与えるということやけども。それこそ町民にこういう時間割ですと、遅れて見えるような出勤形態もありますということを知したらどうですか。何もそんな時間一緒にするための理由になんかなりませんか。ほんで先ほど言わはったように、以前になんで5時半までするかっていったら、5時にパートやとか終わって、さあこれからちょっと役場に書類取りにいこかとか、そういう方がおられたから、5時半まで延ばしたのと違いますか。以前に5時半になったときには、そのように説明受けましたよ。もう今はそんな人なくなったんですか。そこらへん調査されましたか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 ただ今、委員ご指摘の件なんですけども、これはたぶん以前に勤務時間が8時間から7時間45分になった時のお話かなというふうには思っております。

その当時、確かに8時30分から5時30分というのが勤務時間でございました。斑鳩町の場合、開庁時間ですね、開庁時間を変えずして、どのような形でできるのかなということ、現在まで業務を進めてきたところではございますが、改めて働き方改革を見る中で、この奈良県を見ても、ほぼすべてのところが17時15分、午後5時15分までの開庁時間となっておって、それはどういったことかといったら、7時間45分変わった時点で、変更をかけられていたということがわかりました。

また、先ほど課長のほうも申しましたが、働き方改革の中でアンケート調査をする中で、先ほど嶋田委員のほうがおっしゃっていただいたんですけども。やはり来るのに住民さんと会って、なんぼ言っても、あれ？って思われる部分もあって。また今度、帰りしなですね。住民さんおられて、だいたい半々になっているんですよ、いわゆるシフトが。その時、半分帰られるというのも、ん？というような形で、私どもが思っているよりも、怪訝にされる場合もございまして。職員の中にはそういったもののある中では、統一してもらった方がいいのではないかと。ただ、退庁せなあきませんねんけども。退庁する中であっても当分の間は、15分、あるいは30分までに来られたお客様でも、今でも30分、6時に来たお客様でも対応していることは事実です。そういった意味では柔軟にしていきたいとは思いますが、ただ、職員からしてみれば、7時間45分という勤務時間決められた中で、私たちは

働きたいと。そうした中で、一生懸命頑張っているんやという声もございまして、今回統一した形で、7時間45分。8時30分から17時15分までということで決めさせていただいて、これで職員一同頑張っていこうということで、今回ご提案させていただいたものでございまして。そのあたりはご了承いただきまして、見ていただければなというふうには思っております、以上です。

嶋田委員 僕は何も職員さんの勤務時間を長くしろと言っているわけではない。今のシステムでいけるんやったら、それでやってほしいということですね。そやから、こう決まったからこれでいきますいうんやなしに。やっぱし、議員の意見やとか、委員会の意見聞いていただいて、再考していただくことを僕は希望します。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、ご意見いただいて、いただいたという認識をさせていただきます。

今、説明させていただいたとおり、今回こういった形で開庁時間を見なおしさせていただくという理由については、先ほど申しあげさせていただいたとおりでございますので、こういった形でまずは一度させていただいて、その中で万が一支障がでるようでしたら、その時についてはまた改めて検討等含めるなり、また代替のそういった違う措置があるかとか、そういった検討はまた引き続いてさせていただきたいと思っておりますので、現在、今日ご説明させていただいた内容について、まずはさせていただきますというふうに考えております。

同じ説明になりますけども、現状の時点でも、5時半過ぎても、職員のほうにつきましては、窓口来られました場合については、個別にきちんと対応させていただいております。これが15分短縮になったといたしましても、当然15分、16分に来られました方に、もう閉庁ですというような対応、従来通りそういった対応はいたしませんので、そのあたりは丁寧に住民の方に対応させていただいて、そういった支障がないような対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、そのあたりご理解いただきたいと思います。

委員長 中川議長。

議長 この7時間45分、2つのパターンやなしに、ひとつに統一する。それ逆の8時45分から5時半やったらどないなるねんやろ。8時半から来る人ってやっぱり多いの。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時00分 再開)

委員長 再開します。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどの各課報告事項で説明がありました、資料3の分、行政組織の見直しについてですね。これいろいろ行政組織見直しされるのはいいんですけども、現行の職員数でいけるんですか。それとも、新年度それに合わせて職員を増員したとか、そういうふうなことはないんですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 ただ今のご質問なんですけども、係の名称を変えるのがひとつと、新しい係を二つつくっていくということなんですけれども。やはり職員の確保の面では、厳しい状況は事実でございます。そうした中であってもこれら事業、これらプロジェクト、あるいはこれらの対応については斑鳩町としてはやっていかなければならないという前提のもとで、限られた人員ではございますが、その中でも、優先的に配置していくと。なお、残りの部分については来年度1年間をかけて、いろいろな業務を精査

した中で、職員の増員というのは大前提なんですけども。今の業務の中も精査しながら、この業務はほんまにこれでいいんかどうかというのを見なおしながら、職員の総枠の確保を行ったうえで、なおかつ職員を増員していくという姿勢のもとでやっていきます。

ただ、来年度果たしてこれが余裕といったらおかしいんですけども、十分な体制でいけるんかっていうところでしたら、厳しい状況の中であってもそれらについては対応していくというような形で、頑張っただけでまいますんでよろしく願いいたします。

委員長 中川議長。

議長 11日の聖徳太子マラソン、大変ご苦勞様でございました。初めてのスタート、ゴールということで第1回目ということで。担当としてはその後検証していると思うけども、反省すべき点とか、参加者やスタッフに安全配慮してもおて、よかった面もあると思うけども、その点、担当課としてはどんな検証してはるんやろ。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今、議長言っていただきましたように、おかげをもちまして大きな事故なくマラソン大会のほうは終了できたのかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃっていただきましたように、第1回目の大会、なおかつコースのほうも見なおして、周回コースでハーフマラソン開催するということでもございましたので、各担当の方、それぞれ協力もういただきながらさせていただいている中で、課題でございましたりとか、気づいた点、あるいは提案等々を協力をお願いした職員のほうから、募っているところでございます。

一定程度、事故がなかったということでもございますけれども、細かい部分で色々来年度に向けて改善、あるいは見直す点もあろうかと思っておりますので、十分に検証しながら、事故等発生しないように進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

議長 今、次長言ってくれはったように、安全で事故のないようにというのは大前提や

と思うねん。たまたま今年は11日、日曜日やってん。そやから、ごみの収集なかった日やった。だけど、来年の11日は火曜日や、収集あるわな。収集したらみな白石畑、最終処分場に積み替えに行く。パッカー走るわけやな。日程的なものについてはどうない考えてはるのか。

例えば、もう2月の第2日曜に決めておきや、収集のない日やし。11日っていったら、来年は収集のある日になってくるし、再来年も収集のある日やわ、見てたら。その点についてはどうない考えてはるか。検討することも考えてはるかかどうかというのをお聞きしておきたい。

教育次長 その部分に関しましては、今年度見直し、第1回目のいかるがの里聖徳太子マラソンという形で見直しをさせていただく際に、やはり参加される方が参加しやすいようなところで、土曜日、日曜日遠方から来られる方もおりますので、今、おっしゃっていただきましたように、毎年2月の第2日曜日で開催をしていきたいというふうに当初から考えておりますので、来年度もそれで進めていかせてもらったらなと思います。

議長 参加者の中にも、日曜日やから参加できてよかったという声もあったし。ぜひともそうして、決めてくれてはったら、それで結構です。それ先に言ってもらったらよかった。

委員長 ほかにごぎいせんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ごぎいせんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時07分 閉会)